

四半期報告書

(第40期第1四半期)

富士ソフト株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	25
3 【役員の状況】	25
第5 【経理の状況】	26
1 【四半期連結財務諸表】	27
2 【その他】	39
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	40

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【四半期会計期間】 第40期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 富士ソフト株式会社

【英訳名】 FUJI SOFT INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石 晴久

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045-650-8811(代表)

【事務連絡者氏名】 企画部 経財室長 内藤 達也

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045-650-8811(代表)

【事務連絡者氏名】 企画部 経財室長 内藤 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 前第1四半期連結累計 (会計)期間	第40期 当第1四半期連結累計 (会計)期間	第39期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (千円)	38,401,262	35,958,641	165,081,666
経常利益 (千円)	794,211	40,169	6,596,761
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失(△) (千円)	△311,672	59,408	883,470
純資産額 (千円)	80,907,503	78,861,973	78,236,805
総資産額 (千円)	170,668,587	174,735,084	177,795,818
1株当たり純資産額 (円)	2,133.37	2,156.49	2,137.03
1株当たり四半期(当期)純 利益金額又は四半期純損失金 額(△) (円)	△9.23	1.86	27.07
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	27.06
自己資本比率 (%)	41.7	39.4	38.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	2,450,763	3,474,280	12,204,848
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△2,832,907	94,783	△11,443,366
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△4,238,673	△3,678,132	3,037,975
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (千円)	17,043,908	25,369,632	25,465,345
従業員数 (名)	11,453	11,807	11,201

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	11,807	(1,683)
---------	--------	---------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	6,387
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間におけるソフトウェア開発関連事業の生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア開発関連事業	21,853,517	97.3

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 生産高はソフトウェア開発関連事業にかかわるものであります。
3 金額は、製造原価により算出しております。
4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間におけるソフトウェア開発関連事業の受注状況を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア開発関連事業	28,100,513	89.2	24,306,864	87.9

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 受注高及び受注残高はソフトウェア開発関連事業にかかわるものであります。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア開発関連事業	28,442,775	91.0
アウトソーシング事業	6,468,775	99.4
その他事業	1,047,090	163.0
合計	35,958,641	93.6

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10に満たないため、記載を省略しております。
4 当第1四半期連結会計期間より「その他事業」区分に不動産賃貸業を追加しております。この結果、従来の方法と比較して「その他の事業」の売上高は462,392千円増加しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、依然として不況の底が見えない状態が続いており、一部に回復の兆しはあるものの、本格的な回復にはいたりませんでした。

当業界におきましても、厳しい経済環境の中、IT関連への投資意欲の減退が顕著になり、さらに取引先企業からのサービス価格に対する低減圧力も加わり、業界全体としても低調に推移してまいりました。

そのような情勢下、当社グループは中期計画の基本方針に、「IT業界のリーディングカンパニーを目指す!」を掲げ、経営方針である「安定収益基盤の強化」と「成長エンジンの確保」を図るため、受託ビジネス基盤の強化・プライム化の推進・プロダクト化の推進・グローバル化の推進・グループ力の強化の“五つの柱”の展開を実施してまいりました。

事業活動につきましては、昨年度より取組んでいるSaaS事業の拡大を図るため、平成21年4月よりプロジェクトチームを発足させ、グループ会社を含めた協業体制の確立をしたほか、昨年よりGoogle社と販売代理店契約を締結し、販売を開始した「Google Apps Premier Edition」の販売強化、さらに当社独自のサービスとして、「Google Apps Premier Edition」導入時における評価のためのテスト運用をメニュー化した「Google Apps スタートパック」の販売を行ってまいりました。

また、平成21年1月より提供を開始した任天堂ゲーム機「Wii」向け動画配信ソフト「みんなのシスターWii」につきましても、新規ユーザ開拓および既存ユーザの満足度向上に向け、コンテンツの強化を図ってまいりました。

研究開発においては、台湾の研究機関である『工業技術研究院（ITRI）』と情報通信機器の開発において包括的業務提携を結び、グローバル市場を睨み、共同での開発を推進しております。

その他、平成21年6月より執行役員制度を導入し、経営の迅速化に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は359億58百万円となり、人件費等の減少により、販売費及び一般管理費は77億68百万円となりましたが、売上原価率が上昇したことにより、営業利益は65百万円となりました。

また、持分法による投資利益もあり、経常利益は40百万円となり、四半期純利益は59百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当社グループは、当第1四半期連結会計期間より「その他事業」区分に不動産賃貸業を追加しております。詳細は「(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更) 3 会計処理基準に関する事項の変更 (2)不動産賃貸の収益及び費用の計上基準等の変更」に記載しております。

①ソフトウェア開発関連事業

組込系につきましては、制御系全般の売上高が大幅に減少いたしました。また、業務系につきましては、金融系・流通系が増加いたしました。

この結果、売上高は284億42百万円（前年同期比9.0%減）となりました。営業損失は4億14百万円（前年同期差15億11百万円減）となりました。

②アウトソーシング事業

オフィスサービスは、好調に推移いたしましたが、システム保守・運用サービスが減少いたしました。

この結果、売上高は64億68百万円（前年同期比0.6%減）、営業利益は1億円（前年同期差3億75百万円増）となりました。

③その他事業

不動産賃貸業及び人材派遣業等の売上高は10億47百万円（前年同期比63.0%増）、営業利益は3億79百万円（前年同期差3億71百万円増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は1,747億35百万円（前連結会計年度末差30億60百万円減）となりました。その内訳は、流動資産が649億6百万円（前連結会計年度末差32億42百万円減）、固定資産が1,098億28百万円（前連結会計年度末差1億81百万円増）であります。

流動資産の主な変動要因は、受取手形及び売掛金が251億9百万円（前連結会計年度末差51億52百万円減）となったこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債総額は958億73百万円（前連結会計年度末差36億85百万円減）となりました。その内訳は、流動負債が677億13百万円（前連結会計年度末差160億36百万円減）、固定負債が281億59百万円（前連結会計年度末差123億50百万円増）であります。

流動負債の主な変動要因は、借入金の返済により短期借入金が370億9百万円（前連結会計年度末差183億5百万円減）となったこと等によるものであります。

固定負債の主な変動要因は、長期借入金が197億36百万円（前連結会計年度末差118億96百万円増）となったこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は788億61百万円（前連結会計年度末差6億25百万円増）となり、自己資本比率は前連結会計年度末の38.3%から39.4%になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、253億69百万円であり、前連結会計年度末に比べ、95百万円の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、34億74百万円の増加（前年同期差10億23百万円の収入増）となりました。

これは、税金等調整前四半期純利益2億23百万円、仕入債務の増減額9億76百万円（前年同期差27億39百万円の支出減）及び売上債権の増減額51億86百万円（前年同期差10億71百万円の収入減）によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増加は、94百万円の増加（前年同期差29億27百万円の支出減）となりました。

これは、固定資産の取得による支出14億14百万円（前年同期差1億64百万円支出増）、有価証券及び投資有価証券の取得による支出30百万円（前年同期差35億37百万円支出減）及び有価証券及び投資有価証券の売却による収入15億92百万円（前年同期差4億30百万円収入減）等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、36億78百万円の減少（前年同期差5億60百万円の支出減）となりました。

これは、短期借入れによる収入及び短期借入金の返済による支出、長期借入れによる収入及び長期借入金の返済による支出の収支30億26百万円（前年同期差2億93百万円収入減）、自己株式の取得による支出0百万円（前年同期差7億65百万円支出減）等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

(株式会社の支配に関する方針)

一 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象

会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、①組込系ソフトウェア開発事業をはじめとするITの技術開発力、②グループ各社の強みを活かした経営体制、③高い技術力を有する技術者と組織力などを十分に理解し、ステークホルダーであるお客さま、お取引先さま、株主のみならず、社員との信頼関係を維持し、彼らの期待に応じていきながら、中長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、昭和45年（1970年）の創業以来39年以上に亘り培われてきた高度な技術力とノウハウを元に組込系、業務系システムの構築を軸とするソフトウェア開発事業、保守・運用を中心とするアウトソーシング事業、コンサルティングサービスをはじめとするソリューション事業を通じ、常にお客様の満足の獲得や地域社会の貢献に努めてまいりました。

また、当社グループの事業においては、お客さま、お取引先さま、株主のみならず、社員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、当社グループの企業価値は、コア事業であるソフトウェア開発関連事業を中心として、各事業の有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

(2) グループ経営理念

当社グループは、一昨年度より「IT業界のリーディングカンパニーを目指す！」を基本方針として掲げ、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

(3) グループ経営計画

当社グループは、上記の通り、中長期計画の基本方針として、「IT業界のリーディングカンパニーを目指す！」を掲げ、更なる財務体質の改善と強化に取り組んでまいります。

(4) 利益還元の考え方

当社グループにおきましては、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

また、今後につきましても、この基本方針に基づき、長期にわたり安定した配当を継続していくことを目指しております。

2. 企業価値ひいては株主共同の利益向上の基盤となる仕組み—コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備しております。具体的には、平成19年度より、指名・報酬・倫理各委員会、CSR推進委員会を設置し、更なるガバナンス強化及びコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。また、当社は会社法に基づく委員会設置会社ではありませんが、指名・報酬・倫理各委員会は社外委員を交えた取締役会のアドバイザリーボードであり、尚一層の経営の透明性・客観性を確保してまいります。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図って、更なる当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋げていく所存であります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記一に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。なお、買付者等には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての

方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、原則として、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

独立委員会は、独立性の高い社外監査役／社外の有識者3名により構成されております。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めただけを除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社は、本プランに基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報等を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報等を追加的に提供して頂きます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付者等及びそのグループと当社の主要取引先との間の、従前の取引関係及び競合関係
- ③ 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ④ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び企業価値向上のための施策
- ⑦ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等が有する株式売却や議決権行使等に関する第三者との取り決め
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び追加的な本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は最長30日間の範囲内で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する場合にはその期間及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付

等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当該決議の概要その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、買付者等が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(a) 下記に掲げるような、上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為

- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み相当程度に不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(1)②項に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間は、原則として独立委員会の勧告に基づき、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- ③ 当社は、以上に加え、独立委員会の勧告に基づき、具体的な本新株予約権の無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には、①②以外の本新株予約権の取得に関する事項(非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項など)を定める場合があります。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの更hands続

本プランは、当社取締役会の決議により導入しておりますが、第38回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き、有効期間を当該定時株主総会から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで有効を延長されております。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの当初の有効期間は、株主の皆様からご承認を頂いた定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の株主意思の確認が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本プランの更新手続」の当該定時株主総会による承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(7) 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成21年8月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

3. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、本新株予約権の無償割当てが行われることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、独立委員会の勧告に基づく本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

四 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、上記三2(5)「本プランの更新手続」にて記載したとおり、株主の皆様意思を反映させるため、第38回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランは3年間有効とされております。

また、上記三2(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の株主意思の確認がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記三2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、当初の独立委員会は、独立性の高い委員3名により構成されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三2.(2)(d)「独立委員会の勧告」及び三2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三2.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であり、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当グループが支出した研究開発費の総額は3億45百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループといたしましては、中長期計画の実現に向けて各業種・業態におけるお客様の発掘、獲得及びお客様企業との共存共栄によるグループ全体の売上・収益の拡大を図るとともに、エンドユーザー向けの直接営業を強化してまいります。さらに、証券、流通、金融、保険、公共、公益の分野については、プロジェクト管理体制を導入すると共に、徹底した不採算案件の見直しを行い、さらなるサービス向上とお客様の開拓を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,100,000
計	130,100,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,746,329	35,746,329	東京証券取引所(市場第一部)	権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数は100株で あります。
計	35,746,329	35,746,329	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）に関する事項は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成12年6月29日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	7,505（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,680（注）2
新株予約権の行使期間	平成12年7月20日～平成22年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 6,680 資本組入額 3,340
新株予約権の行使の条件	<p>1 対象者は、本件新株予約権の行使時において、当社常勤の取締役、監査役または社員であることを要する。</p> <p>2 本件新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。</p> <p>3 対象者の相続人は本件新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>4 対象者は、一度の手續において付与を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。</p> <p>5 当社が他社の完全子会社となるために株式交換を行う場合または株式移転を行う場合、株式交換の日または株式移転の日に先立ち、取締役会決議に基づき、本件新株予約権の行使を合理的に制限し、かつ、対象者が行使していない本件新株予約権を失効させることができるものとする。</p> <p>6 その他権利行使に関する条件については、本総会以後に開催される取締役会決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会決議日（平成20年6月23日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数(個)	3,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成25年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,993 資本組入額 997
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社の、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）または従業員（当社就業規程第2条に定める社員）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ・新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ・その他の新株予約権の行使条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数に対してのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2 当社が当社株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社株式につき、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）を行う場合または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	35,746,329	—	26,200,289	—	28,438,965

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので直前の基準日である平成21年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,859,400	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 1,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,807,000	318,070	同上
単元未満株式	普通株式 78,029	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	35,746,329	—	—
総株主の議決権	—	318,070	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社日本ビジネスソフト所有の相互保有株式99株、当社保有の自己株式19株及び証券保管振替機構名義の株式が90株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士ソフト株式会社	神奈川県横浜市中区桜木 町一丁目1番地	3,859,400	—	3,859,400	10.8
(相互保有株式) ㈱日本ビジネスソフト	長崎県佐世保市三川内新 町27番地1	1,900	—	1,900	0.0
計	—	3,861,300	—	3,861,300	10.8

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	1,602	1,837	2,010
最低(円)	1,387	1,396	1,750

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,258,264	25,354,026
受取手形及び売掛金	25,109,455	30,261,853
有価証券	395,334	398,275
商品	274,059	661,644
仕掛品	※2 4,937,835	3,027,621
原材料及び貯蔵品	29,699	45,239
その他	9,276,027	8,736,837
貸倒引当金	△373,816	△336,317
流動資産合計	64,906,861	68,149,181
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	57,512,770	57,464,568
減価償却累計額	△15,126,315	△14,541,722
建物及び構築物（純額）	42,386,454	42,922,846
土地	30,576,982	30,576,982
建設仮勘定	97,911	134,439
その他	12,645,179	12,343,371
減価償却累計額	△7,162,787	△6,839,199
その他（純額）	5,482,392	5,504,172
有形固定資産合計	78,543,741	79,138,441
無形固定資産		
のれん	2,050,846	2,343,126
ソフトウェア	7,192,090	6,938,991
その他	815,699	817,930
無形固定資産合計	10,058,637	10,100,049
投資その他の資産		
投資有価証券	14,886,888	13,819,395
その他	6,410,326	6,660,600
貸倒引当金	△71,370	△71,849
投資その他の資産合計	21,225,843	20,408,146
固定資産合計	109,828,222	109,646,637
資産合計	174,735,084	177,795,818

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,969,273	9,946,231
短期借入金	37,009,200	55,315,100
1年内返済予定の長期借入金	5,069,600	1,686,892
未払費用	11,096,380	9,827,012
未払法人税等	469,011	1,250,069
役員賞与引当金	46,430	160,019
工事損失引当金	※2 515,289	—
その他	4,538,315	5,564,414
流動負債合計	67,713,501	83,749,740
固定負債		
長期借入金	19,736,200	7,839,908
退職給付引当金	4,611,033	4,619,259
役員退職慰労引当金	387,702	379,982
その他	3,424,675	2,970,122
固定負債合計	28,159,610	15,809,272
負債合計	95,873,111	99,559,013
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,200,289	26,200,289
資本剰余金	28,438,965	28,438,965
利益剰余金	31,106,712	31,525,608
自己株式	△8,100,084	△8,099,900
株主資本合計	77,645,883	78,064,962
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	158,651	△890,801
繰延ヘッジ損益	4,490	18,533
土地再評価差額金	△9,051,263	△9,051,263
為替換算調整勘定	4,003	—
評価・換算差額等合計	△8,884,117	△9,923,531
新株予約権	62,088	46,566
少数株主持分	10,038,119	10,048,808
純資産合計	78,861,973	78,236,805
負債純資産合計	174,735,084	177,795,818

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	38,401,262	35,958,641
売上原価	28,858,501	28,124,819
売上総利益	9,542,760	7,833,821
販売費及び一般管理費	※1 8,712,988	※1 7,768,148
営業利益	829,772	65,672
営業外収益		
受取利息	8,630	2,196
受取配当金	24,592	40,790
持分法による投資利益	—	81,415
受取賃貸料	307,362	8,683
その他	151,748	82,752
営業外収益合計	492,333	215,838
営業外費用		
支払利息	200,983	215,262
持分法による投資損失	58,604	—
賃貸料原価	182,935	—
為替差損	37,274	—
その他	48,097	26,078
営業外費用合計	527,894	241,341
経常利益	794,211	40,169
特別利益		
投資有価証券売却益	—	258,772
特別利益合計	—	258,772
特別損失		
持分変動損失	3,263	—
関係会社整理損	—	66,931
のれん償却額	—	8,746
特別損失合計	3,263	75,677
税金等調整前四半期純利益	790,948	223,263
法人税、住民税及び事業税	1,315,607	390,933
法人税等調整額	△566,109	△342,415
法人税等合計	749,497	48,517
少数株主利益	353,122	115,338
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△311,672	59,408

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	790,948	223,263
減価償却費	1,460,713	1,488,673
のれん償却額	265,094	284,183
支払利息	200,983	215,262
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△258,772
売上債権の増減額(△は増加)	6,258,233	5,186,559
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,388,072	△1,725,461
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,716,650	△976,958
未払人件費の増減額(△は減少)	2,120,845	1,132,887
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,499,911	△794,075
工事損失引当金の増減額(△は減少)	—	515,289
その他	△146,655	△568,677
小計	4,345,527	4,722,173
利息及び配当金の受取額	93,347	59,619
利息の支払額	△203,563	△138,999
法人税等の支払額	△1,784,548	△1,168,512
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,450,763	3,474,280
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△541,307	△627,646
無形固定資産の取得による支出	△708,709	△787,171
有価証券の取得による支出	△1,798,227	—
有価証券の売却による収入	1,996,932	800,000
投資有価証券の取得による支出	△1,769,571	△30,000
投資有価証券の売却による収入	—	792,563
その他	△12,023	△52,962
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,832,907	94,783
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	25,300,000	7,750,000
短期借入金の返済による支出	△27,927,600	△26,055,900
長期借入れによる収入	—	15,700,000
長期借入金の返済による支出	△106,270	△421,000
自己株式の取得による支出	△765,725	△184
配当金の支払額	△414,923	△402,155
少数株主への配当金の支払額	△267,002	△175,553
その他	△57,152	△73,339
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,238,673	△3,678,132
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,561	13,356
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△4,623,379	△95,712
現金及び現金同等物の期首残高	21,667,287	25,465,345
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 17,043,908	※1 25,369,632

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において当社連結子会社であるサイバネットシステム(株)が新たにCybernet Systems Holdings U.S. Inc.を設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 15社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当社は当第1四半期連結会計期間より、ゲーモ(株)は株式を新規取得したため持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 7社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準等の変更 受注制作ソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した受注制作ソフトウェア開発のうち、当第1四半期連結会計期間未までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。 これにより、売上高は382,118千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ54,202千円増加しております。</p> <p>(2) 不動産賃貸の収益及び費用の計上基準等の変更 従来、不動産賃貸に関わる収益及び対応する費用は、営業外収益及び営業外費用に計上しておりましたが、当期よりそれぞれ売上高及び売上原価として計上する方法に変更しました。 この変更は、今後不動産賃貸収入の増加が見込まれ、定款の事業目的を変更していることから行ったものであります。なお、この変更により従来の方法と比較して、売上高は462,392千円、売上原価は227,558千円増加し、営業利益は234,834千円増加しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係) 前第1四半期連結会計期間において、流動負債の「短期借入金」に含めていた「1年内返済予定の長期借入金」は重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。 なお、前第1四半期連結会計期間の「短期借入金」に含まれる「1年内返済予定の長期借入金」は26,700千円です。	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券の売却による収入」は重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券の売却による収入」は26,210千円です。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証をおこなっております。 ㈱高速屋 31,250千円	1 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証をおこなっております。 ㈱高速屋 40,625千円
※2 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は仕掛品318,592千円であります。	

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
従業員給料 3,992,301千円 貸倒引当金繰入額 1,954千円 役員退職慰労引当金繰入額 14,486千円 役員賞与引当金繰入額 34,933千円	従業員給料 3,300,777千円 貸倒引当金繰入額 1,836千円 役員退職慰労引当金繰入額 16,432千円 役員賞与引当金繰入額 30,572千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 16,932,906千円	現金及び預金勘定 25,258,264千円
有価証券勘定 1,706,751千円	有価証券勘定 395,334千円
小計 18,639,657千円	小計 25,653,599千円
預入期間が3か月を超える定期預金 △5,000千円	預入期間が3か月を超える定期預金 △5,000千円
MMFを除く有価証券 △1,590,749千円	MMFを除く有価証券 △278,966千円
現金及び現金同等物 17,043,908千円	現金及び現金同等物 25,369,632千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	35,746,329

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	3,860,336

3 新株予約権等に関する事項

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	62,088
合計	62,088

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	478,303	15	平成21年3月31日	平成21年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	ソフトウェア 開発関連事業 (千円)	アウトソーシ ング事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	31,249,608	6,509,158	642,496	38,401,262	—	38,401,262
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,497	15,884	3,051	30,434	(30,434)	—
計	31,261,105	6,525,042	645,548	38,431,697	(30,434)	38,401,262
営業利益又は 営業損失(△)	1,096,683	△274,697	7,746	829,733	39	829,772

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) ソフトウェア開発関連事業

通信制御系、機械制御系、基本ソフト系等に関する受託ソフトウェア開発、各業種で使用する業務用アプリケーションの受託ソフトウェア開発、品質評価及び管理支援、コンサルティング、プロダクト開発販売、パーソナルコンピュータ関連機器の設計・製造・販売等

(2) アウトソーシング事業

システム保守・運用サービス、データエントリー及びヘルプデスクサービス等

(3) その他の事業

人材派遣業等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(30,434千円)の主なものは、管理部門にかかる費用であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	ソフトウェア 開発関連事業 (千円)	アウトソーシ ング事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	28,442,775	6,468,775	1,047,090	35,958,641	—	35,958,641
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	112,831	304,741	417,572	(417,572)	—
計	28,442,775	6,581,606	1,351,831	36,376,213	(417,572)	35,958,641
営業利益又は 営業損失(△)	△414,453	100,676	379,415	65,639	33	65,672

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) ソフトウェア開発関連事業

通信制御系、機械制御系、基本ソフト系等に関する受託ソフトウェア開発、各業種で使用する業務用アプリケーションの受託ソフトウェア開発、品質評価及び管理支援、コンサルティング、プロダクト開発販売、パーソナルコンピュータ関連機器の設計・製造・販売等

(2) アウトソーシング事業

システム保守・運用サービス、データエントリー及びヘルプデスクサービス等

(3) その他の事業

不動産賃貸業・人材派遣業等

3 会計処理の方法の変更

- (1) 当第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準第15号）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号）を適用しております。これにより、ソフトウェア開発関連事業の売上高は382,112千円増加し、営業利益は54,202千円増加しております。
- (2) 当第1四半期連結会計期間より「その他の事業」区分に不動産賃貸業を追加しております。この結果、従来の方法と比較してその他の事業の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高控除前）は764,074千円増加し、営業利益が370,651千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,156円49銭	1株当たり純資産額	2,137円03銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	78,861,973	78,236,805
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	68,761,765	68,141,431
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	10,100,207	10,095,374
(うち新株予約権)(千円)	(62,088)	(46,566)
(うち少数株主持分)(千円)	(10,038,119)	(10,048,808)
普通株式の発行済株式数(千株)	35,746	35,746
普通株式の自己株式数(千株)	3,860	3,860
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	31,885	31,886

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額
第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △9円23銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1円86銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△311,672	59,408
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△311,672	59,408
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	33,782	31,886

(重要な後発事象)

サイバネットシステム株式会社によるカナダ法人Waterloo Maple社の株式取得と子会社化

当社の連結子会社であるサイバネットシステム株式会社（以下「同社」）は、平成21年7月31日開催の取締役会において、同社がカナダに設立した同社100%出資の特別目的会社CYBERNET HOLDINGS CANADA, INC.（以下「CANADA社」）を通じ、株式の取得により、WATERLOO MAPLE INC.（以下「MAPLE社」）を子会社化することを決議し、同日に基本合意書を締結いたしました。

(1)株式取得の理由

現在、同社は日本、中国、台湾におけるMAPLE社の販売代理店ではありますが、今回の子会社化に伴い、同社が日本市場で培ってきた数式処理ビジネスのノウハウとMAPLE社の卓越した技術競争力によるシナジー効果により、グローバルな市場に向けて、ものづくりプロセスとして注目を集めるモデルベース開発手法を一層拡大し、複雑化する制御設計用モデル開発環境の強化と組込ソフトウェア開発の統合的ソリューションの実現が期待できます。

(2)CANADA社の概要

①名称	CYBERNET HOLDINGS CANADA, INC.
②本店所在地	カナダ オンタリオ州
③資本金	37,500千カナダドル（平成21年8月末払込予定）
④設立年月	平成21年7月
⑤代表者	田中邦明（サイバネットシステム株式会社代表取締役社長）
⑥従業員数	0名
⑦事業内容	持株会社
⑧大株主及び持株比率	サイバネットシステム株式会社 100%出資

(3)MAPLE社の概要

①名称	WATERLOO MAPLE INC.
②本店所在地	カナダ オンタリオ州
③資本金	2,908千カナダドル
④設立年月	1988年4月
⑤代表者	Jim Cooper (CEO)
⑥従業員数	122名
⑦事業内容	数式処理ソフトウェアおよび複合物理モデリング環境の開発、販売、サポート
⑧最近の業績（2009年3月期連結ベース）	
売上高	15,487千カナダドル
当期純利益	379千カナダドル
総資産	10,361千カナダドル
純資産	2,548千カナダドル
⑨同社と当該会社との関係	
	同社は、当該会社が提供する数式処理ソフトウェア「Maple」の日本国内における販売代理店であります。

⑩大株主及び持株比率

Keith O Geddes 22%

C. James Cooper 19.8% 他 68名

(4) 株式取得先の主な相手先の概要

氏名	Keith O. Geddes	C. James Cooper
住所	カナダオンタリオ州ウォータールー市	カナダオンタリオ州ウォータールー市
同社との関係	特筆すべき利害関係はありません	特筆すべき利害関係はありません

(5) 取得株式の価額および取得後の所有株式の状況

取得価額 37,000千カナダドルを予定しております。

取得後の所有株式数の割合 普通株式100%

(6) 株式取得時期

平成21年8月中に発行済普通株式4,839,219株の全株を取得する予定であります。

(7) 契約上の重要な特約等

買収後の業績に応じた譲渡価額調整条項があります。

(8) 資金調達方法

自己資金

2【その他】

平成21年6月22日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

①配当金の総額	478,303千円
②1株当たりの金額	15円
③支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成21年6月23日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 6 日

富士ソフト株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 鉄 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士ソフト株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士ソフト株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」の「(注) 4 事業区分の変更」に記載されており、会社はセグメント情報の事業区分を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月 5 日

富士ソフト株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 鉄 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士ソフト株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士ソフト株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は不動産賃貸の収益及び費用について、当第1四半期連結会計期間より計上区分を変更している。
3. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社の連結子会社であるサイバネットシステム株式会社は、平成21年7月31日開催の取締役会において、同社が100%出資する特別目的会社を通じ、株式取得により、WATERLOO MAPLE INC. を子会社化することを決議し、同日に基本合意書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【会社名】 富士ソフト株式会社

【英訳名】 FUJI SOFT INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石 晴 久

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 三 角 恒 明

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 白石晴久及び当社最高財務責任者 三角恒明は、当社の第40期第1四半期(自平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。